

地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和8年9月1日現在

1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,269
---------------------	--------

2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	657,926
---	---------

3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,080
	神戸市灘 区	35,985
	神戸市中央区	37,464
	神戸市兵庫区	30,464
	神戸市北 区	57,742
	神戸市長田区	25,316
	神戸市須磨区	42,949
	神戸市垂水区	58,094
	神戸市西 区	64,255
	姫 路 市	138,131
	尼 崎 市	128,026
	明 石 市	84,118
	西 宮 市	132,829
	洲 本 市	11,539
	芦 屋 市	26,137
	伊 丹 市	55,287
	相 生 市	7,470
	豊岡市及び美方郡	28,515
	加古川市	71,610
	たつの市及び揖保郡	29,148
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,379
	西脇市及び多可郡	15,572
	宝 塚 市	63,448
	三 木 市	20,112
	高 砂 市	23,941
	川西市及び川辺郡	51,076
	小 野 市	12,626
	三 田 市	29,537
	加 西 市	11,360
	丹波篠山市	10,718
	養父市及び朝来市	13,479
	丹 波 市	16,441
	南あわじ市	12,139
	淡 路 市	11,499
	宍 粟 市	9,403
	加 東 市	10,478
	加 古 郡	17,784
	神 崎 郡	10,866